

介護保険料段階別金額（平成 27 年度～ 29 年度）

所得段階	対 象 者	年間保険料 (平成 27 ～ 28 年度)	年間保険料 (平成 29 年度)
第 1 段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	21,120 円 (基準額× 0.35)	12,070 円 (基準額× 0.2)
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	38,020 円 (基準額× 0.63)	30,180 円 (基準額× 0.5)
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、第 1 段階及び第 2 段階に該当しない人	45,270 円 (基準額× 0.75)	42,250 円 (基準額× 0.7)
第 4 段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	53,110 円 (基準額× 0.88)	53,110 円 (基準額× 0.88)
第 5 段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者があり、第 4 段階に該当しない人	60,360 円 (基準額× 1.0)	60,360 円 (基準額× 1.0)
第 6 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	72,430 円 (基準額× 1.2)	72,430 円 (基準額× 1.2)
第 7 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の人	78,460 円 (基準額× 1.3)	78,460 円 (基準額× 1.3)
第 8 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の人	90,540 円 (基準額× 1.5)	90,540 円 (基準額× 1.5)
第 9 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の人	102,610 円 (基準額× 1.7)	102,610 円 (基準額× 1.7)
第 10 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上の人	114,680 円 (基準額× 1.9)	114,680 円 (基準額× 1.9)

ここが変わります
▶CHANGE 2

平成 27 年 4 月～
介護老人福祉施設の
入所基準が変わりました



介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への新規入所は、原則として要介護 3 以上の人が対象となりました。
ただし、要介護 1・2 の人であっても、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入所が認められる場合があります。

ここが変わります
▶CHANGE 3

平成 27 年 8 月～
一定以上の所得がある人は
利用者負担が2割になります

一定以上の所得（本人の合計所得金額が 160 万円以上で、同一世帯の 1 号被保険者〈65 歳以上の人〉の年金収入＋その他の合計所得金額が単身で 280 万円以上、2 人以上世帯 346 万円以上）のある人が介護サービスを利用したときは、利用者負担が 1 割から 2 割になります。

ここが変わります
▶CHANGE 4

平成 27 年 8 月～
高額医療・高額介護合算制度
の限度額が一部の方について
変わります

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担額（それぞれサービスの限度額適用後の自己負担）が一定の限度額を超えたとき、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が、平成 27 年 8 月の計算期間分から変更されます（70 歳未満の人のみ変更されます）。



平成 27 年 4 月から

介護保険制度が
段階的に変わります

介護保険制度にかかる経費が増大するなか、この制度を維持するためにご理解とご協力をお願いします。



団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年を見据え、昨年、介護保険法は大きく改正され、「地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律」が成立しました。これにより、介護保険制度が平成 27 年 4 月から段階的に改正されますので、その内容をお知らせします。

☎介護保険課（春日庁舎内） ☎ 74 - 1049

ここが変わります
▶CHANGE 1

平成 27 年 4 月～
介護保険料が変わりました

介護保険制度は、40 歳以上の人に納めていただく保険料と税金を財源に運営しています。

今回の介護保険制度の見直しにより、介護保険の財源の負担割合が、65 歳以上の方は 22%、40 歳～ 64 歳の方は 28% になりました。また、低所得の方の介護保険料については、所得区分を細分化し負担を軽減しています。

保険料の基準額はどうやって決めるの？

基準額とは、各所得段階において保険料額を決める基準となる額のことです。介護保険料は、所得の低い人などの負担が大きくなるように、本人と世帯の課税状況や所得段階に応じて段階的に調整されています。

基準額
(年 額)
60,360 円

=

丹波市で
介護保険給付に
かかる費用

×

65 歳以上の
人の負担分
(22%)

÷

丹波市の
65 歳以上の
人数

新しくなった介護保険料の基準額は？

65 歳以上の方の保険料は、市で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、所得段階別に 10 段階に分けられます。

【基準額】 年額 60,360 円

市職員の配置

4月1日現在。臨時職員を除く。順不同
(特)=非常勤特別職 (非)=非常勤一般職

[illegible]

平成 27 年 8 月～

高額介護サービス費の上限額 が一部の方について変わります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えた時に支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）に「現役並み所得者（同一世帯に課税所得 145 万円以上の人がいて、年収が単身 383 万円以上、2 人以上で 520 万円以上）」を新設し、上限額を設定します。

高額介護サービス利用者負担上限額（月額）

利用者負担段階区分	利用者負担上限額（1 カ月あたり）	
	平成 27 年 7 月まで	平成 27 年 8 月から
現役並み所得者がいる世帯	—	世帯で 44,000 円
一般世帯	世帯で 37,200 円	世帯で 37,200 円
市民税非課税世帯	世帯で 24,600 円	世帯で 24,600 円
・ 老齢福祉年金の受給者 ・ 合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人	個人で 15,000 円	個人で 15,000 円
生活保護の受給者など	個人で 15,000 円	個人で 15,000 円
	世帯で 15,000 円	世帯で 15,000 円

平成 27 年 8 月～

低所得の施設利用者の食費・居住費を軽減する負担限度額認定証の認定要件が変わります

低所得の施設利用者のうち、配偶者が市民税課税者である場合、または預貯金額が一定額（単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円）を超える場合などは、食費・居住費の補助対象外となります。

ここが変わります

► CHANGE

●介護予防訪問介護



介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、介護や家事を行うサービス

●介護予防通所介護



デイサービスセンターなどに
通ってもらい、食事、入浴な
どの支援や機能訓練などを日
帰りで提供するサービス

平成 29 年 4 月～
「介護予防・日常生活支援総合事業」に統合され、
サービス内容が変わります。

平成 29 年 4 月～

要支援1・2の人が利用できるサービスが一部変更になります

これまで介護予防サービスとして行われていた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」となり、利用できるサービスの内容が変わります。具体的に利用できるサービス内容は、現在調整中で、平成 29 年 4 月までに改めてお知らせいたします。平成 27 年度中の変更はありません。